

I 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

本県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震や直下型地震発生後の死者ゼロを目指し、迅速かつ強力に取り組んできたところであるが、近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきた。

このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。本県においても、国と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な県土」をつくりあげ、県民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、地域計画を策定する。



眉山から見た徳島市

三好市落合集落

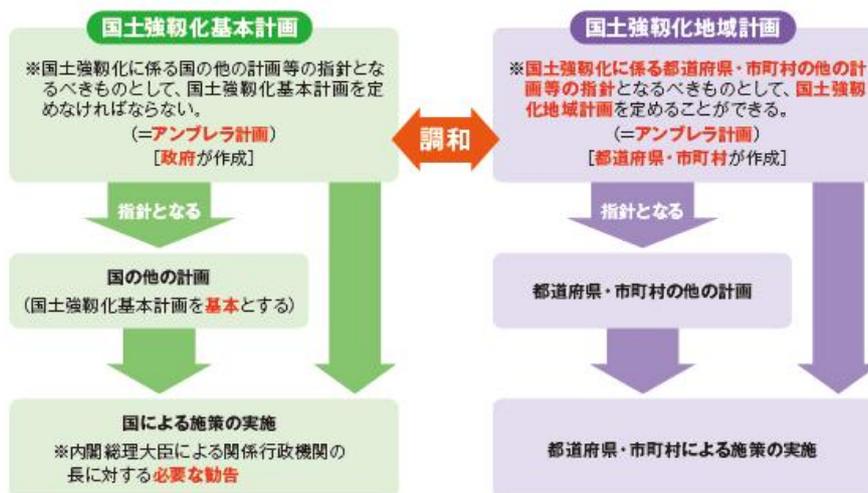
美馬市うだつの町並み

太平洋に臨む美波町

2 地域計画の位置付け

本地域計画は、「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、県土強靱化に関し、「地域計画」以外の本県の計画等の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、平成30年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。